

命 令 書



神戸市中央区
申立人 X組合

姫路市
被申立人 Y1会社

姫路市
同 Y2会社

上記当事者間の兵庫県労委平成26年(不)第8号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成28年4月7日第1504回公益委員会議において、会長公益委員滝澤功治、公益委員正木靖子、同大内伸哉、同小南秀夫、同関根由紀、同塚本隆文出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人Y1会社及び同Y2会社は、申立人X組合が平成25年9月6日、同年10月16日、同月23日及び平成26年5月20日付で団体交渉を申し入れた事項のうち、組合員らの原職復帰に関する事項及び組合員らに対する平成21年10月1日以降の未払賃金の支払に関する事項について、それぞれ誠実に交渉に応じなければならない。
- 2 被申立人Y1会社は、本命令書写し交付の日から7日以内に、下記文言を記載した文書を申立人X組合に手交しなければならない。

記

平成 年 月 日

X組合

支部執行委員長 A 1 様

Y 1 会社

代表取締役 B 1

X組合が平成25年9月6日、同年10月16日、同月23日及び平成26年5月20日付けで申し入れた団体交渉にY1会社が応じなかった行為は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当すると、兵庫県労働委員会において認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないことを誓約します。

- 3 被申立人Y2会社は、本命令書写し交付の日から7日以内に、下記文言を記載した文書を申立人X組合に手交しなければならない。

記

平成 年 月 日

X組合

支部執行委員長 A 1 様

Y 2 会社

代表取締役 B 2

X組合が平成25年9月6日、同年10月16日、同月23日及び平成26年5月20日付けで申し入れた団体交渉にY2会社が応じなかった行為は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当すると、兵庫県労働委員会において認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないことを誓約します。

理 由

第1 事案の概要及び請求する救済の内容の要旨

1 事案の概要

本件は、申立人X組合（以下「組合」という。）が、兵庫県労働委

員会の救済命令を受け入れ、①直ちに組合 A 2 分会（以下「分会」という。）の組合員らの原職復帰を実現すること、②分会の組合員らに対する平成 21 年 10 月 1 日以降の未払賃金を直ちに支払うこと、③組合及び分会の組合員らに対して謝罪することを議題として、平成 25 年 9 月 6 日付け等の団体交渉申入れに、被申立人 Y 1 会社（以下「Y 1」という。）及び同 Y 2 会社（以下「Y 2」という。）が応じなかったことが労働組合法（以下「労組法」という。）第 7 条第 2 号の不当労働行為に該当するとして、救済申立てがあった事案である。

2 請求する救済の内容の要旨

- (1) Y 1 及び Y 2 は、組合が平成 25 年 9 月 6 日、同年 10 月 16 日、同月 23 日及び平成 26 年 5 月 20 日付けで申し入れた団体交渉に応じなければならない。
- (2) 謝罪文の掲示及び交付

第 2 本件の争点

- 1 Y 1 及び Y 2 は、労組法上の使用者に該当するか。（争点 1）
- 2 Y 1 及び Y 2 が労組法上の使用者に該当する場合、両社が平成 25 年 9 月 6 日、同年 10 月 16 日、同月 23 日及び平成 26 年 5 月 20 日付けの団体交渉申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に該当するか。（争点 2）

第 3 当事者の主張

- 1 Y 1 及び Y 2 は、労組法上の使用者に該当するか。（争点 1）

(1) 組合の主張

ア 労組法上の使用者について

労組法第 7 条の使用者とは、団結権の侵害を現実に排除し、正常な労使関係を確立しようとする不当労働行為法の趣旨に鑑み、労働契約の当事者に限定されず、労働契約の当事者ではないが労働関係に対して現実に強い影響力、支配力を持つ者も含まれると解すべきである。

イ Y 1 について

- (7) Y 1 と申立外株式会社 C 1（以下「C 1」という。）は、資本及び役員において、Y 1 の創業者である C 2 及びその親族が支配している。
- (イ) Y 1 と C 1 との間に資本関係はないが、株主及び役員が共通している。
- (ロ) C 1 には運転手以外の従業員はおらず、C 1 の労務・人事・会計や運搬計画等は Y 1 の役員又は従業員が行うなど、両社の労務関係は混同していた。
- (ハ) 両社の本店所在地は同一敷地内であり、両社は、使用場所を区分することなく利用し、営業用財産等を共同で使用していた。
- (ニ) C 1 は、主に Y 1 の注文により、製鋼原料や Y 1 が加工した商品を運搬することを事業内容としており、両社は専属的取引関係にあった。
- (ホ) Y 1 が C 1 を実質的、現実的に支配していたことは明らかであり、C 1 は、Y 1 の鉄関連業務の一運輸部門に過ぎず、その法人格は形骸化していた。
- (ヘ) 以上のとおり、Y 1 と C 1 は、いわゆる「C 3 一族」の株式及び役員支配を通じて一体的に経営されており、営業用財産も共通して使用し、また、C 1 は独立企業としての組織実体や対外的独立性を備えておらず、C 1 の日常的業務や労務に対する Y 1 の全面的支配、両社の専属的取引関係の実体に照らせば、Y 1 が C 1 に対して全面的かつ決定的な支配力を及ぼしていたことは明らかであり、Y 1 は労組法第 7 条の使用者に該当する。
- (ロ) さらに、Y 1 が C 1 の従業員を指揮命令し、採用や賃金を決定し、Y 1 と C 1 との間には経営者の同一性も存在していたのであるから、Y 1 と C 1 の従業員との間には黙示の労働契約が成立しており、労組法第 7 条の使用者に該当する。

ウ Y 2 について

- (7) Y 2 は、C 2 が代表取締役となって設立した会社であり、「C 3 一族」が全ての株式を保有し、平成 22 年 9 月 17 日、

C 2 は、形式的に、代表取締役と取締役を辞任し、B 2 を代表取締役に就任させたが、C 2 は辞任後から現在まで定期的に同社を訪れていることからすると、Y 2 は、C 2 を頂点とする「C 3 一族」が支配する会社である。

- (イ) Y 2 は、C 1 の解散から約半年後の平成 22 年 3 月に設立されており、C 2 及びその親族が使用者としての責任追及を免れるために設立されたものである。
- (ロ) R の新工場完成時に Y 2 の大看板を設置していること、車両、重機類及び取引先を Y 2 へ承継していることからすると、Y 2 は、Y 1 から鉄関連事業を引き継いでいる。
- (ハ) Y 2 では、Y 1 の役員及び従業員が同一の指揮命令下で働いている。
- (ニ) 以上のとおり、Y 1 は、Y 2 に対し、鉄関連業務及び運送部門を従業員と共に事業全部を譲渡したのであるから、Y 2 は、使用者として分会の組合員らに対する不当労働行為責任を負うものであり、Y 2 は労組法第 7 条の使用者に該当する。

(2) Y 1 の主張

ア C 1 と Y 1 は、C 2 が両社の権力を掌握していなかったこと、C 1 の従業員が Y 1 の指揮命令に服していなかったこと、両社が専属的取引関係にはなかったことからすると、支配会社と従属会社の関係ではなく、いわゆる関係会社に過ぎない。

イ 民事訴訟の判決で、C 1 と Y 1 では、業務や財産の混同が継続的に生じていたと言うことはできず、C 1 の事業が Y 1 の事業と実質的に同一であったと評価することもできないなどと判示されており、両社は全く別の法人である。

ウ Y 1 は、分会の組合員らの基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に、現実的かつ具体的に支配・決定できた地位にあったと言うことはできない。

エ 黙示の労働契約については、①当該企業の指揮命令下で働いていたこと、②その対価として当該企業から報酬の支払を受けていたこと、③これらの点について両当事者間に共通の認識があったことが成立要件であるところ、本件ではこれを満たして

いない。

(3) Y 2 の主張

ア 労組法第 7 条は、労働者の団結権を侵害する一定の行為を排除し、是正して正常な労使関係を回復することを目的とする規定であって、正常化すべき労使関係の存在を前提としている以上、労組法上の使用者についても基本的には使用者との間に現に労働契約関係が存在することが原則である。

イ Y 1 から不動産を譲り受けたに過ぎない Y 2 と元 C 1 従業員との間に労使関係など生じるはずがない。

ウ 子会社解散、事業再編の場合に、親会社に対し、子会社従業員の雇用確保に関する団体交渉上の使用者性を基礎付ける要素として、労働条件のみならず、採用、配置、雇用の終了など雇用そのものについて現実的・具体的支配をしてきたことが必要とされることからしても、Y 1 は使用者性が否定されるべきところ、ましてや、Y 1 から不動産を譲り受けたに過ぎない Y 2 については、C 1 の従業員が解雇された後に設立されて不動産を譲り受けた会社であって、そもそも現実的・具体的支配をしてきたことなどはなく、労使関係が生じるはずがない。

2 Y 1 及び Y 2 が労組法上の使用者に該当する場合、両社が平成 25 年 9 月 6 日、同年 10 月 16 日、同月 23 日及び平成 26 年 5 月 20 日付けの団体交渉申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に該当するか。(争点 2)

(1) 組合の主張

組合は、平成 25 年 9 月 6 日、同年 10 月 16 日、同月 23 日及び平成 26 年 5 月 20 日に、Y 1 及び Y 2 に対し、①兵庫県労働委員会の救済命令を受け入れ、直ちに分会の組合員らの原職復帰を実現すること、②分会の組合員らに対する平成 21 年 10 月 1 日以降の未払賃金を直ちに支払うこと、③組合及び分会の組合員らに対して謝罪すること、④組合及び分会との健全な労使関係の構築に向け、直ちに団体交渉を実施することについて、団体交渉を申し入れたが、両社は、正当な理由なく応じなかった。

(2) Y 1 の主張

中央労働委員会及び裁判所で係属している事件の手續内で交渉を行うことを繰り返し提案しているのであり、団体交渉を拒否しているのではない。

(3) Y 2 の主張

中央労働委員会で労組法上の使用者性についての関連事件が審理中であるため、その点が確定するまでは、中央労働委員会及び裁判所での協議、交渉を持ちかけているのであり、団体交渉申入れに応じなかったことには、正当な理由がある。

第 4 認定した事実

1 当事者等

- (1) 組合は、港湾産業及びこれに関連する事業の労働者で組織する個人加入の労働組合であり、審問終結時における組合員数は 394 人である。

C 1 には、平成 21 年 3 月 1 日に結成された分会があり、結成時の分会員数は 13 人であったが、平成 28 年 1 月 15 日の審問終結時には 7 人である。

- (2) C 1 は、昭和 63 年 5 月に設立された有限会社 C 1 を、平成 18 年 9 月に株式会社 C 1 に商号を変更した株式会社であり、主たる業務は貨物運送取扱業及び自動車貨物運送業であったが、平成 21 年 9 月 30 日に解散している。

- (3) Y 1 は、昭和 58 年 4 月に設立され、主たる業務は鉄資源の加工処理及び販売である。従業員数は、平成 28 年 1 月 15 日の審問終結時には 22 人である。

- (4) Y 2 は、平成 22 年 3 月に製鋼原材料の加工及び販売等を目的に設立された株式会社である。従業員数は、平成 28 年 1 月 15 日の審問終結時には 13 人である。

2 C 1、Y 1 及び Y 2 の関係

- (1) Y 1 及び C 1 の創業者は、C 2 である。同人は、Y 1 の株主であり、平成 16 年頃までは C 1 の出資者であり、また、Y 1 及び C 1 については平成 21 年 3 月まで、Y 2 については設立時から平成 22 年 9 月までそれぞれの代表取締役であった。

(2) Y 1 及び C 1 の株主は、C 2 が Y 1 の株主であるほか、同人の妻である C 4、長男である C 5、長女である C 6、二女である B 2、三女である C 7 の 5 人で共通しており、また、両社の役員は、C 2 のほか、C 1 については上記 5 人のうち C 6 の代わりにその夫である B 1 が取締役就任し、Y 1 については上記 5 人と B 1 及び株式会社 C 8 から出向していた C 9 が就任している。Y 2 の株主は、C 5、B 2、C 6、C 7、C 5 の妻 C 1 0、C 4 の 6 人、設立時取締役は、C 2、C 1 0 及び B 2 の 3 人であり、平成 2 2 年 9 月 1 7 日付けで C 2 の後任として C 9 が就任し、平成 2 3 年 1 月 2 4 日付けで C 1 1 が就任している。

なお、Y 1 の従業員である C 1 2 は C 7 の夫である。

(3) C 1 の代表取締役は、平成 2 1 年 3 月までは C 2 と C 5 の 2 人であったが、同年 4 月からは C 5 のみとなり、同年 9 月の解散後は C 5 が代表清算人となっている。また、Y 1 の代表取締役は、同年 3 月までは C 2 のみであり、その後は C 2 に代わって C 5 及び B 1 の 2 人又はこれに C 4 が加わった 3 人であったが、平成 2 4 年 2 月からは B 1 のみとなっている。さらに、Y 2 の代表取締役は平成 2 2 年 9 月までは C 2、それ以降は B 2 である。

なお、Y 1、C 1 及び Y 2 の役員の構成は別表のとおりである。

(4) C 1 の運送業務を行う運転手は全て C 1 の従業員であり、運転手に対する配車業務、無線連絡及び労務管理は Y 1 から C 1 に出向していた C 1 3 課長が行い、同じく Y 1 から C 1 に出向していた C 1 2 が総務、車両管理等を行っていた。C 1 3 課長及び C 1 2 の給料は Y 1 が負担していた。

(5) C 1 の本店所在地は姫路市 O 区 P 番地の 9 で、Y 1 の本店所在地は同所同番地の 7 であるが、事務所は建物内の同じ部屋を使用していた。C 1 は、Y 1 の事務所の一部を無償で借り、事務所の費用を負担していなかった。また、Y 1 の重機及び C 1 の運送車両等の駐車場として使用していた土地は、Y 1 が賃借し、その賃借料の半分を C 1 が負担していた。

C 1 は、運送車両を所有又はリースによって保有していた。これらは、製鋼原料等の運搬のための特殊な仕様の荷台を持ち、「Q

カラー」と呼ばれる紺色に白色のライン1本を引いた塗装が施された車両（以下「Qカラー」の車両」という。）であり、Y1の重機と通し番号を付して管理されていた。

また、C1のファクシミリの番号はY1と共通で、タイムレコーダー等の備品もY1と共同で使用していた。Y1及びC1の両社は、構内用及び運転手用無線機を用いて構内の交通整理を行っていた。

(6) C1の運送業務の取引先は、平成21年頃はY1のみであった。

3 Y2の設立等に係る経緯

(1) 平成21年10月8日、Y1は、本社敷地が手狭であるとの理由で、兵庫県から姫路市O区Rの3筆、合計28,047.52平方メートルの姫路港S地区港湾関連用地（以下「Rの土地」という。）を〇億〇万〇円で購入し、同月29日に所有権移転登記を経由した。

なお、Rの土地については、平成20年10月頃に兵庫県において分譲に係る意向調査が実施されており、その上で分譲の応募登録期間は平成21年7月28日から同月31日まで、応募書類の提出期間は同年8月10日から同月12日までとされていた。

Y1は、28,000平方メートルを超えるRの土地を購入した後、床面積が9,000平方メートルを超える新工場を建設した。新工場は、同年12月2日に建築確認を受け、平成22年6月頃完成した。

また、Rの土地には、同年3月10日に債務者をY1とし、T信用金庫を根抵当権者として、極度額〇億円の根抵当権が設定された。

(2) 同年3月8日、Y2が設立された。代表取締役はC2、本店所在地はC2の住所である姫路市O区Uである。

(3) Y1及びY2は、同年7月23日付けで、兵庫県に対し、Rの土地の所有権をY1からY2に移転することについての承認申請を行った。Y2が同日付けで兵庫県に提出した書面では、土地の用途は「製鉄、製鋼原料及び非鉄金属屑全般の買入・製造・販売等」であり、本件土地における操業開始予定は同年8月9日とさ

れていた。

兵庫県は、同年7月30日付けでY2への所有権移転を承認した。兵庫県の決裁書の「所有権移転等承認の理由」欄には、兵庫県がY1との平成21年10月8日付け土地売買契約において10年間禁止されている所有権移転を承認する理由として、「(株)Y1が本件土地に建築した事務所・パイレン処理場・機械プラント据付棟・成品、原料ヤード・成品置場・ヤード、置場・屋外プラント等を原始取得して、(株)Y2によって、土地利用計画書記載のとおり(株)Y1と同様の土地利用がなされること。」、「(株)Y2が安定的な事業の継続に必要な組織・ノウハウ・資産等を有し、姫路港において海上貨物の取扱い、岸壁、ふ頭用地等の港湾施設の利用がなされること。」が記載されていた。

- (4) 平成22年8月2日、Y1はRの土地及び新工場をY2に売却した。また、同月24日、Rの土地に設定された根抵当権の債務者がY1からY2に変更された。
- (5) 同年9月17日、C2はY2の代表取締役を辞任し、B2が代表取締役に就任した。同年12月24日、Y2は本店所在地をC2の自宅からRの土地に移転した。
- (6) C1の解散後、Y1は引き続き鉄関連業務を行っており、C1が行っていた運送業務は他の運送会社に発注し、C1は所有していた「Qカラー」の車両を含む25台を他の運送会社に売却した。C1が売却した「Qカラー」の車両は、Y1のほか、Y2の構内にも出入りし、Y1の重機はY2の構内でも使用されていた。また、Y2においては、C13課長をはじめとするY1の従業員やY1の代表取締役であるB1が働いており、C1において使用していたものと同様の無線機を使用し、C1が事業を行っていたときと同様の方法で無線連絡をしていた。
- (7) Y1の本店所在地の土地は、平成21年3月にC12が取締役に就任しているC14株式会社に売却され、Y1は同社から当該土地を賃借している。また、平成24年2月には、Y1の看板が取り外され、鉄関連業務は操業していなかった。運送車両等の駐車場として使用していた土地も、同年10月には重機はあるが、

運送車両はない状況であった。

4 団体交渉の申入れに係る経緯

(1) 兵庫県労委平成21年(不)第10号・第13号事件について

ア 平成21年9月25日及び同年10月20日、組合の申し入れた団体交渉にY1が正当な理由なく応じなかったことが労組法第7条第2号の不当労働行為に該当し、また、C1が解散し、分会の組合員らを解雇したことが、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当し、これらの不当労働行為の責任を、主位的にはY1から事業譲渡を受けたことにより責任を承継したY2が負い、予備的にY1が負うとして、不当労働行為救済申立てがあった。

イ 当委員会は、平成25年8月20日付けで、C1は鉄関連業務を行うY1の運輸部門として機能しており、両社は、C3一族の下で一体性を持つ経営体を構成しているとして、Y1を労組法第7条の使用人として認め、Y2もC3一族の下でY1と一体性をもった経営体を構成しており、Y1から鉄関連業務を実質的に引き継いでいるとして不当労働行為の責任を負うと認めた上で、Y1及びY2に対し、C1を解雇された分会の組合員らを原職相当職で就労させること、賃金相当額の支払、誓約文の手交等を命ずる一部救済命令を発した。

(2) 平成25年9月6日の団体交渉申入れ

ア 平成25年9月6日、組合は、Y2前で集会を開き、Y1及びY2に対し、それぞれ団体交渉を申し入れた。「組合員の早期職場復帰を求める申入れ」と題する団体交渉申し入れ書には、
「1. 兵庫県労働委員会の救済命令を受け入れ、ただちに組合員の原職復帰を実現すること。
2. 組合員に対する2009年10月1日以降の未払い賃金を直ちに支払うこと。
3. X組合および、A2分会の組合員に対して、謝罪すること。
4. X組合および、A2分会との健全な労使関係の構築に向け、ただちに団体交渉を開催すること。」

と記載されていた。

イ Y 1 の B 1 は、団体交渉申入れに対し、「中央労働委員会に再審査の申立てを行います。」「申入れ等は、大阪高裁で進行協議があるので、その場で代理人を通していただければ。」などと述べて、団体交渉を拒否した。

ウ Y 2 の B 2 は、団体交渉申入れに対し、団体交渉を拒否した。

(3) 平成 25 年 10 月 16 日、同月 23 日及び平成 26 年 5 月 20 日の団体交渉申入れ

ア 平成 25 年 10 月 16 日、同月 23 日及び平成 26 年 5 月 20 日、組合は、Y 1 及び Y 2 に対し、それぞれ団体交渉を申し入れた。申入れの内容は、平成 25 年 9 月 6 日の申入れと同様のものであった。

イ Y 1 は、いずれの申入れに対しても B 1 が対応し、上記(2)イと同様の発言をして、団体交渉を拒否した。

ウ Y 2 は、いずれの申入れに対しても C 9 が対応し、団体交渉を拒否した。

第 5 判断

1 Y 1 及び Y 2 は、労組法上の使用者に該当するか。(争点 1)

(1) 組合は、Y 1 と C 1 は、「C 3 一族」の株式及び役員支配を通じて一体的に経営されていること、Y 1 が C 1 に対して全面的かつ決定的な支配力を及ぼしていたこと、さらに両者の間には黙示の労働契約が成立していたことからすると、Y 1 は労組法第 7 条の使用者に該当し、Y 1 は、Y 2 に対し、鉄関連業務及び運送部門を従業員と共に事業全部を譲渡したことからすると、Y 2 は、使用者として組合の組合員らに対する不当労働行為責任を負うと主張するので、以下判断する。

(2) Y 1 について

ア C 1 と Y 1 の資本面について見ると、C 1 が有限会社であった平成 18 年 9 月頃までの間において、Y 1 が出資していた時期があるものの、C 1 が株式会社となった同年 9 月以降、Y 1 が C 1 の株式を所有したことはなく、C 1 が解散した平成 21

年 9 月当時は資本関係がなかった。

しかし、両社の株主について見ると、C 1 が株式会社となった平成 18 年 9 月以降の C 1 の株主は、C 4、C 5、C 6、B 2 及び C 7 の 5 人であり、同時期の Y 1 の株主はこの C 1 の株主 5 人と C 2 である〔第 4 の 2 (1)、(2)〕。以上のとおり、両社の株主は、C 2 及びその親族で独占されていた。

また、両社の役員について見ると、同月以降の C 1 の役員は C 2、C 4、C 5、B 1、B 2 及び C 7 の 6 人であり、このうち C 2 及び C 5 が代表取締役役に就任している。同時期の Y 1 の役員は、上記の 6 人に C 6 及び株式会社 C 8 から出向していた C 9 が加わり、代表取締役には、C 2、その辞任後は C 5 及び B 1 が就任し、その後、C 4 も就任している。すなわち、C 1 の役員は全て Y 1 の役員である〔第 4 の 2 (1)～(3)〕。以上のとおり、両社の役員は、C 9 1 人を除いて、C 2 及びその親族で独占されていた。

イ 加えて、両社の間には、以下の事実が認められる。

まず、両社の営業用財産の使用状況を見ると、両社の本店事務所は同じ建物内の同じ部屋を使用し、ファクシミリの番号は共通であり、タイムレコーダー等の備品も共同で使用していた。C 1 の運送車両等の駐車場として使用していた土地は、Y 1 が賃借し、賃借料の半分は C 1 が負担していた。C 1 の運送車両と Y 1 の重機は通し番号を付して管理されていた〔第 4 の 2 (5)〕。

次に、両社の会計を見ると、C 1 の売上げや支払に関する経理、従業員の給料計算及び税務は、別々に処理されていたものの、全て Y 1 の役員又は従業員が行っていた。

また、C 1 の従業員は、C 1 3 課長及び C 1 2 を除き、運送車両の運転手のみであり、C 1 の運転手が従事する運送業務の配車や運転手に対する指揮命令は、Y 1 の従業員で、C 1 に出向していた C 1 3 課長が行い、同人の給料は Y 1 から支払われていたほか〔第 4 の 2 (4)〕、社員旅行等の社内行事も両社共通で行うなど両社は組織的に一体的かつ混同して事業を行っている状況にあった。

さらに、平成21年頃のC1の運送業務の取引先を見ると、Y1のみの発注によるものであり、Y1及びC1の両社が構内用及び運転手用無線機を用いて構内の交通整理を行っていることからすると〔第4の2(5)、(6)〕、C1の運送業務の遂行において、両社は極めて密接な関係にあると考えられる。

ウ 上記ア及びイを総合すると、Y1及びC1は、両社の創業者であるC2及び両社の株主又は役員であるその親族（以下併せて「C3一族」という。）が鉄関連業務を中心とする各種の事業経営を遂行するための手段として設立し、又は経営する会社であり、実質的にC3一族の下で一体性を持つ経営体を構成していたのであって、その中でC1は、鉄関連業務を行うY1の運輸部門として機能していたものと認められる。

エ 団結権を侵害する行為を不当労働行為として排除し、是正して正常な労使関係を回復することを目的とする労組法第7条の目的に鑑みると、同条でいう使用者性を判断する上では、仮に私法上法人格を否認するための要件を充足しないとされる場合であるとしても、両社に実質的に経営体としての一体性があるという事情を重視すべきである。

オ 以上のとおり、Y1は、分会の組合員らに対する関係において、労組法第7条の使用者であると認めるのが相当である。

なお、組合のその余の主張については判断しない。

(3) Y2について

ア Y2は、平成22年3月に設立された株式会社であり、Y1と同様、製鋼原材料の加工及び販売等を目的としている〔第4の1(4)〕。

設立時の本店所在地はC2の住所地であり、設立時には代表取締役がC2が就任し、同年9月にC2の二女であるB2が代表取締役となっていることから〔第4の3(2)、(5)〕、Y2は、Y1やC1と同様、C3一族が事業経営の手段として設立した会社であると認められる。

また、Y2の構内ではY1の役員や従業員が働いており〔第4の3(6)〕、Y2は、C3一族の下で、Y1と一体となって鉄関

連業務を行っている会社であると認められる。

イ Y2は、同年8月に、Y1が兵庫県から購入したRの土地及び同所にY1が建設した新工場の譲渡を受けているが〔第4の3(4)〕、Rの土地は、Y1と兵庫県との間の平成21年10月8日付け土地売買契約において10年間所有権の移転が禁止されていたものであり、Y1及びY2からの所有権移転承認申請を兵庫県が承認したのは、Y2によってY1と同様の土地利用がなされることを確認することができたからであると考えられる〔第4の3(3)〕。さらに、Y1の本店所在地では看板も撤去されて、鉄関連業務は操業していないが〔第4の3(7)〕、Y2の構内には「Qカラー」の車両が出入りし、Y1の重機が使用されていること〔第4の3(6)〕を考慮すると、Y2は、鉄関連業務を実質的にY1から引き継いでいると推認することができる。

ウ 上記ア及びイを総合すると、Y2は、C1の解散時において存在しなかったものの、その設立後においては、C3一族の下でY1と一体性を持った経営体を構成しており、Y1から鉄関連業務を実質的に引き継いでいると認められ、このことからすると、Y2もY1と同様に、分会の組合員らに対する関係において、労組法第7条の使用者であると認めるのが相当である。

2 Y1及びY2が労組法上の使用者に該当する場合、両社が平成25年9月6日、同年10月16日、同月23日及び平成26年5月20日付けの団体交渉申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に該当するか。(争点2)

(1) 組合は、平成25年9月6日、同年10月16日、同月23日及び平成26年5月20日付けで、それぞれ、Y1及びY2に対し、「組合員の早期職場復帰を求める申入れ」を提出し、兵庫県労働委員会の救済命令を受け入れ、①直ちに分会の組合員らの原職復帰を実現すること、②分会の組合員らに対する平成21年10月1日以降の未払賃金を直ちに支払うこと、③組合及び分会の組合員らに対して謝罪することを議題として団体交渉を申し入れたが、両社はこれに応じなかった〔第4の4(2)、(3)〕。

(2) 組合の上記(1)の申し入れ事項のうち、①の「原職」及び②の「未

払賃金」の文言は、兵庫県労委平成21年（不）第10号・第13号事件の命令書の主文の文言とは異なるが、本件において、組合が申し入れた分会の組合員らの原職復帰及び組合員らに係る未払賃金の支払に関する事項が義務的団体交渉事項に該当することは明らかである。

- (3) 団体交渉に応じなかった正当な理由として、Y1は、中央労働委員会及び裁判所で係属している事件の手続内で交渉を行うことを繰り返し提案しているのであって、団体交渉を拒絶しているのではない旨主張し、Y2は、労組法上の使用者性についての関連事件が中央労働委員会で審理中であり、その点が確定するまでは、中央労働委員会及び裁判所での協議、交渉を持ちかけている旨主張するが、これらはいずれもY1及びY2にとって組合から申し入れられた団体交渉を拒否する正当な理由にはならない。
- (4) したがって、Y1及びY2が、平成25年9月6日、同年10月16日、同月23日及び平成26年5月20日付けの団体交渉申入れに応じなかったことは、正当な理由なく団体交渉を拒んだものであるから、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当する。
- (5) なお、本件の団体交渉は、兵庫県労委平成21年（不）第10号・第13号事件一部救済命令が発出されたことを契機として、その内容を実現するために申し入れられたものではあるが、本件で組合が救済を求めているのは、当該一部救済命令の救済内容そのものの実現ではなく、Y1及びY2が組合の申し入れた当該団体交渉に応じることであるので、上記(2)のとおり申し入れた事項が義務的団交事項である以上、上記(4)のとおり不当労働行為は成立すると判断する。

第6 救済方法

組合が、平成25年9月6日、同年10月16日、同月23日及び平成26年5月20日付けで、それぞれ、Y1及びY2に対して団体交渉を申し入れた事項のうち、組合及び分会の組合員らに対して謝罪することについては、義務的団体交渉事項ではないと考えられるので、これについては、団体交渉の対象から除くこととする。

第 7 法律上の根拠

以上の認定した事実及び判断に基づき、当委員会は、労組法第 27 条の 1 2 及び労働委員会規則第 4 3 条の規定を適用して、主文のとおり命令する。

平成 2 8 年 4 月 7 日

兵庫県労働委員会

会長 滝澤 功治 ⑩

別表 Y 1・C 1・Y 2 の役員 の 構成

Y 1

氏 名	C 2 との 続柄	平成 18 年 5 月 25 日 現在	平成 19 年 3 月 25 日 現在	平成 21 年 3 月 25 日 現在	平成 21 年 6 月 11 日 現在	平成 24 年 2 月 25 日 現在
C 2	本人	代表取締役	代表取締役	取締役	取締役	—
C 4	妻	取締役	取締役	取締役	代表取締役	—
C 5	長男	取締役	取締役	代表取締役	代表取締役	—
C 6	長女	取締役	取締役	取締役	取締役	—
B 1	長女 の夫	取締役	取締役	代表取締役	代表取締役	代表取締役
B 2	二女	監査役	監査役	監査役	取締役	—
C 7	三女	取締役	取締役	取締役	監査役	—
C 9		取締役	—	—	—	—

(注) 甲第 135 号証により作成。

C 1

氏 名	C 2 との 続柄	平成 18 年 9 月 6 日 現在	平成 21 年 4 月 1 日 現在	平成 21 年 9 月 30 日 現在 (会社解散)
C 2	本人	代表取締役	—	—
C 4	妻	取締役	—	—
C 5	長男	代表取締役	代表取締役	代表清算人
B 1	長女 の夫	取締役	取締役	—
B 2	二女	取締役	取締役	—
C 7	三女	取締役	取締役	—

(注) 甲第 21 号証の 3 により作成。

Y 2

氏 名	C 2 との 続柄	平成 22 年 3 月 8 日 現在 (会社設立)	平成 22 年 9 月 17 日 現在	平成 23 年 1 月 24 日 現在
C 2	本人	代表取締役	—	—
C 1 0	長男 の妻	取締役	取締役	取締役
B 2	二女	取締役	代表取締役	代表取締役
C 9		—	取締役	取締役
C 1 1		—	—	取締役

(注) 甲第 121 号証により作成。